

憲法発布一百年

歴史家

村尾次郎

—

今日の意義深い記念の日に講演のご下命を受けましたことは、光栄の至りでござります。与えられた時間は一時間半ということで、かなり長時間にわたりますが、どうかご清聴をお願いいたします。

一口に憲法発布百年と申しますけれども、厳密に申しますと、明治天皇が御親らお定めになつた皇室典範と大日本帝国憲法の百周年記念であります。皇室典範と帝国憲法とは、明治二十二年二月十一日に同時にご発布になつたものであります。この二典は分離して考えることのできないものであります。これを世俗でいちいち言つるのが煩わしいということから、憲法発布百年というふうになりますけれども、正確には皇室典範および帝国憲法の百周年でござります。

世の中には創立百年記念とか生誕一百年祭とか、いろいろ催しがあります。なかには、現在も続いているものがあります。ご承知のように、終戦後の教育改革で私どもの母校（旧制高校）は廃止されました。こういうものは何周年

記念といいましても、現実にはすでにその母校は存在しておりません。それに反して、ずっと続いている学校もあり、それぞれありますけれども、人々がその百年なり二百年なりを記念して、何か行事をし事業を行なおう、あるいは式典をあげようということにつきましては、その根底において、継続していること、続いているという観念がなければ、成立しないのであります。

昔の優れた先哲のお祭りというものは、その先哲の精神を私どもがなんらかの部分において継承しよう、継いでいこうという心があればこそあります。先ほど大石先生からもお話をございましたが、皇室典範、帝国憲法ともに今日もなお継続しているという観念なくしては、記念できないのであります。

ただ、世の中にはいろいろな誤解がつきまとっております。憲法についても、新たに昭和二十一年に日本国憲法が制定されたのだから、それ以前のものは廃止されたのだ、現実には存在しないのだと考える向きも少なからずあります。本当はそうではありませんが、そのように考えている人があまりにも多いのであります。

これは何に原因しているかと申しますと、いまの憲法の前書きにこんなことが書いてあります。この前書きは一種の哲学を述べたものであります、最初に國民主権ということが書いてあります。その國民主権に反する一切の憲法、法令、および詔勅を排除するということが書かれております。それから、九八条には同じように、新しい憲法の条規に反する一切の憲法、法律および命令、詔勅、および國務に関するその他の行為の全部または一部は、その効力を有しない、このように書かれております。そのために、教育勅語は衆議院において排除決議が行なわれ、参議院においては失効の確認がなされたのであります。こういう事実があるのですから、一般の世間では、帝国憲法は過去のものであって、現実には意味をなさないと考えていい向きが多くなつてしまつたわけです。

ところが、先ほども大石先生が仰せられましたように、帝国憲法と日本国憲法とは切つても切れない関係にあることは言うまでもありません。その歴然たる証拠は天皇であります。日本国憲法は革命憲法のように見えますが、その

第一章には天皇を掲げてある。このことが実は日本人にとつては根本問題でありまして、その他のいろいろな条項や、その条項をのせておる精神や哲学はどのように變つても、大日本帝国憲法に「万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」とありますことと、日本国憲法のいわゆる象徴天皇の規定とは表裏一体をなすと考えなければなりません。

これと同じように、明治天皇がお定めになつた皇室典範にはいろいろな定めがありますが、いちばん重要なのは皇位の繼承に関する規定です。その皇位繼承に関する規定は、戦後、日本国憲法が制定されたすぐあとに、一般の法律として定められた皇室典範にもいちばん先に載つてゐることであります。これは、欽定憲法や欽定皇室典範を前提とし、またそれを基礎としなければ成立しないことを意味しておると思います。

この点については、とくに皇室典範の場合、非常に簡単になりましたので、これを心配した宮内府（現在の宮内庁）がG H Qと折衝いたしました。今までの法令が廃止になつて、新しい規定ができるでない。廃止になつたまま新規の規定が整つていないうな場合にはどうするか。その場合には、従前の例に準じて事務を処理することができるという内諾を得て、発足したわけです。

帝国憲法と日本国憲法とが継続しているという事実は、皆さまあまりご存じないかもしませんが、いま出版されている「六法全書」をご覧くださいますと、その開卷第一が公法でありまして、日本国憲法が載つておりますが、その次に帝国憲法が全文載っています。「六法全書」の編纂者がどういう意図で帝国憲法を載せているのかは、私は法律学を知りませんので存じません。しかし、日本国憲法に並べて帝国憲法が記載されているということは、実用的な「六法全書」において極めて注目すべきことであると思つておる次第です。

日本国憲法が公布され、実際に効力を全国民に及ぼしたのは、なるほど昭和二十二年五月三日でありますけれども、法律そのものはいうまでもなくその半年前に制定されています。制定された年月日は、昭和二十一年十一月三日です。十一月三日、すなわち明治節の日に日本国憲法が法律としてつくられたことは注目すべきであります。

これは何を意味するのでありますか。今の憲法は帝国憲法の改正手続を踏んで制定されたのであります、その仕事に携わった方々が、新憲法制定の日として明治節を選んだということは、言外に非常に深い思いがこもつてゐるような気がしてなりません。

二

さて、皇室典範の方は昭和の御代が六十三年間も統いて、さらに六十四年目を迎えるという、たいへん長期の御代でありましたために、一般国民はそれについて何も知らないでも生活できたわけであります。陛下は「健在で長寿を保つていらっしゃいます。皇室も同じくご安泰でいられる。皇位の継承などということは、毎日の国民生活のなかにはあまり大きな場を占めていない。皇室典範という法律の存在そのものすら、知らない人のほうが多いと思います。しかるに、正月のおもちを食べた直後の一月七日に天皇陛下崩御という重大事態を迎えました。そこで、帝国憲法や皇室典範のことが実は学者の研究課題であるばかりではなくて、にわかに時の課題となつてきたのであります。今や、日本国民は皇室典範の名前を思い出したのです。皇位の継承ということも、現実問題として関心を引いている状況であります。われわれがいまここで欽定の皇室典範、欽定の帝国憲法を回想することは、単に歴史懷古、先人の業績を懷古するというだけでなく、今のわれわれが解決すべき多くの問題においての中心課題であるという自覚をもたざるをえないわけです。

現行の皇室典範を見ますと、はなはだ抽象的に書かれています。したがつて、あいまいであります。そしてまた、要約主義とでもいいますか、細かい取り決めが必要なことをいちいち書かずまとめて書いてあります。ですから、あれだけを読んでいては、なにをどうすればよいのか、さっぱりわからない。大喪のことについたしましても、皇位継承のことについたしましても、当局者は明治の皇室典範と、それに基づいて行われた明治天皇や大正天皇の大喪に関する

る前例を参照しなければ、何事もできない。

もう一つの問題は、大石先生が会長として苦心惨憺していらっしゃいます政教分離のことです。この承知のように、日本国憲法の二〇条には、いかなる宗教団体も國から特權を受け、または政治上の権力を行使してはならないという規定があります。私ども以外の人々の多くはこの規定を金科玉条として、皇室の行事にいたしましても、あるいは政府の主催する行事にしましても、一切の宗教的色彩を帯びてはならないという極端な解釈を押しつけて、世間を惑わしている。このことがわれわれの課題であると思います。

欽定の皇室典範にははつきりと具体的に、皇位の繼承の次第を定めています。第一〇条には「天皇崩スルトキハ皇嗣即チ践祚シ祖宗ノ神器ヲ承ク」と書いてあります。皇嗣は直ちに践祚して、ご先祖さまの神器を繼承なさる。第一条には「即位ノ礼及大嘗祭ハ京都ニ於テ之ヲ行フ」、第一二条には「践祚ノ後元号ヲ建テ一世ノ間にニ再ヒ改メサルコト明治元年ノ定制ニ從フ」とあります。これが皇位の繼承にまつわって大本を具体的にお示しになっている箇条であります。今の皇室典範はどうでありますか。

これを見ますと、第四条に「天皇が崩じたときは、皇嗣が、直ちに即位する」となつております。践祚という言葉が消えております。同時に「祖宗ノ神器ヲ承ク」という極めて重大なことが省かれております。第二四条には「皇位の繼承があつたときは、即位の礼を行う」とあります。ここには大嘗祭という言葉が入つております。

わずかに神器につきましては、皇室經濟法の第七条にあります。そこに苦しまざれの文言が入つております。「皇位とともに伝わるべき由緒ある物は、皇位とともに、皇嗣が、これを受ける」となつてゐるのです。「皇位とともに伝わるべき由緒ある物」とはいつたい何であるか。

これは後になって国会でも論議があつたかと思いますが、践祚のときに新天皇に授けられる神器、神という字が一

言でも出ていたら通らなかつたその時代において、万やむをえず、この神器を削つて、皇室經濟法という横の法律、あるいは下の法律に、目立たないようななかたちで、「皇位とともに伝わるべき由緒ある物」と書かれたわけです。

私ども、法律に明るくないものにとつてはそれがどんな物であるか、わからないのです。たとえば正倉院の宝物、あるいは京都御所などは世伝御料と申しまして、これは代々にわたつて皇室がご子孫にお伝えになつてきた財産であり、当然、「皇位とともに伝わるべき由緒ある物」に違ひありません。經濟法の文だけでは、そういうものと神器がどういう関係にあるのか、一切不明であります。しかし、この条文があるために、剣璽御動座という重大な践祚の儀の核心をなすことが行なわれたわけでありまして、まさに危いかなと言つてよろしいかと思います。

私は、この当時、日本国憲法や皇室典範の制定に携わつた方々の言外の苦心をつくづく思うわけです。若いころの私どもは憤慨したものでけれども、年をとつてから考えてみると、大変な苦労があつたのだなという感じがいたします。

さて、践祚という言葉をおしなべて即位という名前に統一してあることについても、私どもは違和感をもつのであります。そもそも践祚という言葉はどういうことかといふと、「践」は履む意味であります、「祚」にはいろいろな解釈があります。一千二百年前、朝廷でつくられた「令義解」という注釈書を見ますと、「祚」は位なり、福なりとあります。天皇の御位を「祚」というと注釈されております。

しかし、どうもそれだけではちょっと満足がいかないので、実例を見ますと、践祚という言葉を使った例はほとんどないのですが、履祚という言葉があります。意味は践祚と全く同じです。では、この践祚といふ履祚というのは何かといふと、シナに『礼記』といふたいへん古い書物があります。これは、朝廷の式典とか、ご先祖のお祭とか、葬儀の礼について、詳しく書かれた基本的な古典であります。それを見ると、「阼階を践む」とあります。つまり、践祚とは階段を一段一段上つていつて、上り詰めたところが皇位である。上つていくという動

作を含んでおります。

この言葉が出てくるのが、聖武天皇のご先代である元正天皇、女帝でありますが、奈良時代の初めのころの天皇であります。元正天皇の即位の詔に「祚を履み極に登り社稷を保たんと欲す」とあります。伝來の國家を社稷といいます。

践祚は階段を上つていつて、御位におつきになる動作を含んでいます。そのときに、お受けになるのが大昔は鏡と剣、中世以降は剣と玉であります。これが神器でありまして、たいへん古い伝統なのです。したがつて、法律の明文にはないけれども、践祚という言葉は現在も生きていると思わねばなりません。

即位という言葉は、践祚があつて、改元があつて、内外に即位を披露される即位の大礼があり、大嘗祭が行なわれるという、この一年有余にわたるすべての祭り、儀式、典礼を全部包含したものであります。そして現在、そのことが進行中なのです。私どもは来年の秋に当然、典範にはないが大嘗祭も厳粛に行なわれると思つております。にぎやかな即位の大礼が行なわれ、大嘗祭が済みますと、そこに初めて即位は完了するわけであります。これを静かに待ち申し上げているところであります。

歴史というものは非常に残酷な一面をもつものであります。文献に明らかであるかぎり古くさかのぼつて千数百年の昔から、今日に至るまで、いろいろな出来事がありました。そのあいだに皇室の制度も幾変遷いたしておりますことか。ある時には内乱が起こり、ある時には火難、盜難があり、また、政変がありました。したがつて、昭和二十年の敗戦と、それに伴う制度の変更も長い歴史の一コマとして考えた場合には、皇室の制度がこうむつた灾害と考えてよいと思います。

歴史の幾変遷を静かに観察して、その残酷さを認めながら、それにもかかわらず一貫して、たとえ糸のような細い状態になられたとしても、ちぎれることなく今まで続いてこられた皇室のご存在を熟視しなければならないと思う

のであります。こういう系のように細くなつた時をも経過して、明治の世を迎えた。その時に、明らかな文章をもつて、その事実を「万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」という文言に明らかにせられたのが帝国憲法でありまして、これが日本における近代法制の原点であり、国家組織の中核をなすものであるわけです。これこそ、私どもが今日を記念するゆえんであります。

そう思つているのに、日本国憲法の政教分離の極端な解釈がマスコミ等をまどわせている。私は法律学者ではありますんが、一般国民として、残念でなりません。条文が法律学者にしかわからないような法律だつたら意味がない。それはどこかの図書館か研究室でやればいいことであつて、一般国民にも関係があるのでから、一般国民はその法律の条文をよく考えて、ある種の解釈を下しても差し支えない。いわば素人解釈をしても少しも差し支えないと思います。

その素人解釈によれば、國およびその機関は「宗教教育」その他、いかなる宗教的活動もしてはならないという文句は、この中心が実は宗教教育にあるわけです。学校のなかに教会を建てるとか、日曜日にはどうするとか、そういう宗教と学校教育とを一緒にしてしまうことは、ミッションスクールならともかく、一般の公教育ではしてはならない。これは明治以来一貫してそうです。

教育とは、人に手を出すことです。人に誘ひかけて、この子がいい子になるようにと思つて、あなたはこうしなさい、ああしちゃいけませんというのが教育です。「その他いかなる宗教的活動」というのは、宗教教育に関連するような事柄、つまり、人に手を出す、人に対するようするというのが、宗教的活動である。宗教活動そのものでなくとも、宗教的な活動であつて、それは人に影響を及ぼすという意味において、一種の教育と考えてもよろしいかと思います。いわば、他人に対する働きかけを活動という。

そこへいきますと、大喪の礼のいろいろな整え方、践祚の儀、あるいは大嘗祭は「宗教教育」にも宗教的活動にも

あたらないことは明らかだと思つております。それは国民の常識であります。こういうことは政府が憲法にのつとり、皇室の伝統を尊重して国事を行なうと、竹下総理大臣も言明しておられるわけですから、私どもは静かにそれを期待し、熱烈にこれを希望し、その推移を見守つていかなければならないのであります。

三

さて、時事問題は私の任ではありませんで、今日のお集まりは明治二十二年の紀元節に発布されました皇室典範と帝国憲法を記念する「会」でありますので、私自身の歴史学の本領に返りまして、歴史のお話をしまりたいと思います。

先ほども大石先生がおっしゃいましたように、五箇条の御誓文がまず発足点をなし、そのあと、明治十四年には国会開設の勅諭が出ました。そしてその勅諭のとおり、二十二年の憲法発布ということになりますて、翌年には帝国議会が開かれる。この二十二年余りにわたる明治史の推移は戦後の歴史でいえば、昭和二十年から昭和四十二、三年ごろまでと同じ長さですので、長いと思う方もあるかもしれませんが、悠久の歴史からみれば、非常に短い一期間であります。

しかも、明治の場合は同十年に西南戦争が勃発いたしまして、政府も全力を挙げてこの乱の鎮定に向かいます。この内戦のためにいろいろ重要な問題が渋滞しました。やれやれ内戦が終つた、それ、本来の問題を解決しようとかかった明治十一年から数えれば、わずか十年です。この十年間に憲法制定の事業が達成されたということは、実に驚くべきことであります。憲法など、そんなに条文がたくさんあるわけではありませんが、憲法だけつくつても国政は成り立ちません。憲法ができて、それがいちばん上にあって、その下に関連する万般の法律、規則や官制が整備されなければなりません。

富士山のように大きな法律体系をつくるのに十年の日月は非常に短い制限された時間であります。その間にとにかくやつてのけたということは、私たちの先人たちがいかに血みどろな努力をしたかということが、ひしひしと感ぜられるわけです。まさに血は流れています。西南戦争では最も大きな血が流れたわけですが、そのほかにも幾多の血が流れています。

このころ、日本がかかえていた主題は何であったかといいますと、まず、国際的後進性からの脱却であります。世界の檜舞台から見れば、日本はまだ海のかなたの極東の小さい島国でありまして、たいへん後れた状態にあつた。これをなんとか早く国際的に世間並みの国にしていくことです。もう一つは、独立の地位を確保することあります。日本の国は独立国であるとだれしも一応は思つております。たしかに一応独立してはおりましたが、厳密にいえば制限された独立であったことは事実であります。後進性からの脱却と完全な独立、これこそ明治の先人たちの二大目標であります。

この二大目標に向かつて進んでいくときに、憲法による近代的な立憲君主政体の樹立ということは、後進性を脱却することと独立性を確立することとの二つを兼ねた宿題の解決といつてもよかつたと思います。

そこで、後進性ということでありますが、いま私どもは富み栄えて、自分たちは本当にそんなに貧しかった経験があるのだろうかというくらい、楽しく暮らしております。ところが百年前、日本はそんなのんきな時代ではなかつたことは、若い方は歴史で、高齢の方は体験でご存じのことだと思います。これを二、三のことがらに限つて申し上げます。

一つは、何もかも西洋人の指導を受けなければならなかつたことがあります。その当時、どれほどの外国人が来たか。法律家が来る。建築技師が来る。鉄道技師が来る。お医者さんが来る。軍人を指導する軍人が来る。つまり、お雇い外国人であります。こういう人をどんどん高給をもつて招聘する。そして、日本の国を早く一人前の近

代国家に仕立てていこうということでありますから、ずいぶんたくさんの方々が来て、何でも習つたのです。それも昭和まで続くのですから。

私どもは旧制高等学校で、外国人の先生に外国語を習いましたが、その先生たちは大層な高給で来ておりました。母校の開校は大正十二年ですけれども、校長先生は高等官一等一級、年俸五千二百円。これに対し、ドイツから招いた二十九歳のドイツ語の先生が五千百円でほとんど同じ額です。そのうえに住宅手当月額四十二円が付くのです。六十に近い勅任官の校長と肩をならべて二十九歳の西洋人が最高の俸給をとっている。昭和までずっとそういうのです。残念ながら、当時の日本は、国力という点においては、非常に劣っておりました。

当時というと漠然といたしますが、明治の十年代ごろの国家財政は約六千万円です。歳入、歳出、ともにだいたい六千万円です。いまの金額にしてどのくらいというのは大変でありますけれども、ずいぶん小さな額であります。それに対する国民の負担額は、赤ちゃんも全部入れた全人口でこの六千万円を割りますと、一人当たりの負担額が一円八十銭ぐらいで、一円にならないのです。その程度の国家であつたわけです。その当時、アメリカ合衆国の国民一人当たりの負担額は八円、さらにフランスになりますと、一人当たり十五円の負担をしている。ドイツとかその他のヨーロッパの文明国は一二円とか十三円とか、十円を超える国が多いのに對して、わが日本国は一人当たり一円八十銭どまりということでありまして、非常にお寂しい限りがありました。

それは、日本が貧しき農業国だったからであります。御一新の当時、人口はほぼ三千三百万、その後、急速に増加してまいりまして、明治十九年現在では三千八百万です。二十年たらずで五百万人、人口が増えたわけです。それ以後ずっと増えてまいりますが、大部分が農民であり、農業、漁業が中心であった。輸出品といいましても、生糸、蚕卵紙、絹織物といった、農業に關係する製品や材料といつたものが主なるものであつて、ほとんどは輸入に頼らなければ近代化は發展しないという状態にありました。ですから、国民はおしなべて貧しかつた。

貧しいから衛生状態もよくありません。衛生状態でいいますと、まず第一に挙げなければならないのは脚氣であります。当時、脚気は風土病だと考えられていました。これは免れがたい風土病であつて、日本人と脚気とは切つても切れないものだと思われていました。医学の限界もありましたが、脚気は決して風土病ではなかつたのです。これはビタミンBの不足によるもの、つまり、日本人はお米をつきすぎて、ヌカを食べない。大事なヌカがムダづかいされていたということに帰するわけですが、それがわからないから、風土病だ、風土病だといつておりました。内務卿の大久保利通はこのことをとても心配して、脚気専門の病院を早く建設しようと考えたのであります。

風土病ということで笑い話があります。彦根でオコリというのは、風土病で免れがたいものであり、彦根人でオコリにかかる者はもぐりだぐらいに思つていたのでしょう。ところが戦後、進駐軍が来て衛生状態はどうかというので調査をします。衛生班が彦根の人がいちばん自慢にしている彦根城の水濠調べて、薬をまいたのです。そしたらオコリが無くなつた。実はお堀の中にアナフェレスというマラリア蚊と同じ蚊がいっぱい生息していて、それが飛んできては彦根の市民を刺していた。それを薬で退治したらオコリはケロリとなくなつてしまつたわけであります。そのように医学の水準がまだ低かつた時代には、いろいろな苦しみが与えられた運命であるかのように考えられる。そして、それが国民をむしばんでおりました。

もう一つは肺結核です。肺結核は劳咳といわれ、不治の病とされていました。日本は湿気が多いですから、罹病者が非常に多い。死亡率も高い。明治一代を通じて、増えこそそれ、減ることはなかつたのです。やつと結核による死亡が半減したのが、昭和二十七年です。このように、日本人は慢性伝染病に悩まされ続けてきている。急性伝染病にいたつてはコレラ、チフス、天然痘が猖獗を極めるというありさまでした。その当時の私どもの先祖たちはついぶん苦しんだと思います。

また、東京の町はどんどん首府として膨らんできますが、日本全体をみれば農村です。農村でありますと、貧しく

はあるがおおらかのんきな生活であります。どこで野戻をし、立ち小便をしようが、だれも文句は言いません。天然自然の地面がシユツと吸いこんでくれるというわけであります。ところが都市の生活ということになりますと、野戻、立ち小便党がそのまま東京に入ってきたら、公衆衛生上、あるいは社会の礼儀作法といったものからみてまずい。また、湿気の多い国ですから、肉体労働をする人はふんどし一つで真っ裸であります。昔は籠かきがふんどし一つでやつっていました。あれは着物が汚れなくてたいへんいいのですが、近代生活という点からいと具合が悪い。外国人が眉をひそめるような風俗です。

四

対外的にはどういう状態であつたかというと、先ほどちょっとふれましたけれども、独立が制限されている。制限されているものの最も大きなものは、関税制度です。輸入品、輸出品には税を取りますが、その税率を日本政府が独自に決めることができなかつた。江戸幕府が諸外国と締結した協定関税という制度があつて、必ず関係国と協議をして品目ごとに税率を決める事になつてゐた。これは明らかに主権の制限であります。なんとかしてこれを脱却しなければならない。

もう一つは裁判権が制限されている。これはもつときつい制限でありますて、いわゆる領事裁判権、治外法権であります。横浜の町にはイギリス、フランスなど各國は相当な兵力を駐屯させておりました。日本人と外国人との間にいさかいが起つて、刑事事件が発生した。犯人は外国人のほうだ。ところが、日本の裁判は受けないという。日本の国内において、日本の裁判所が、罪を犯した外国人容疑者を裁判できないのであります。

複雑な問題になりますと、この事件は上級裁判所にもつてゆかなければならぬと主張されます。それは高等法院といつて、日本はない。上海にある。だから、事件が起つても原告、被告双方とも上海まで行かなければ裁判を

してもらえないということになるわけです。

なんとしても日本人の裁判官が日本の裁判所で、いかなる国の人をも、日本の国の法律で裁くことができなければ、これは独立国とはいえません。こういう状況でありまして、当時の血の氣の多い若者たちは、この不平等な条約を一刻も早く是正しなければならないと、格闘していたわけです。

このように、当時の状況を概観してみると、悪いことばかり述べているようですが、それを乗り越えたことが日本國の偉さだとと思うのです。いろいろな苦しいことや、いやなこと、外国に比べて劣っているところを克服した力を、われわれは評価しなければならない。それには、春夏秋冬めぐりきたりて、緩みと緊張とが四時交代するわが日本國の風土に感謝しなければなりません。この風土のおかげで、先祖伝來の氣風というものが育ち、農民は農民、漁民は漁民、商工民は商工民で實に勤勉である。日本の歴史をずっとたどつてみて、勤勉ということについては、終始貫しております。ものぐさ太郎というのが御伽草子にあります。そういうものはごく稀な例だからおとぎ話になるのであって、一般の人は貧しいながら、勤勉でありました。活力旺盛というのが日本人のよい特質であります。

もう一つは、江戸時代の評価です。江戸時代は封建時代で悪い時代だ。國民は塗炭の苦しみにあえいで、侍だけが威張つていたという教え方を、戦後はしたわけですが、よくよく冷静に調べてみると、世界に類のない成果が上がっています。その一つは文盲率が低いということです。明治の世があけて、最初は十六の外國と交際が始まりましたが、この諸外國と比べて、日本には文字の読めない人が非常に少ないとということは、外国人も驚くほどです。統計はわかりませんが、半分以上の人は文字が書け、文章が読めたものと思われます。

それはなぜかというと、江戸時代のおかげです。あの鎖国の一百年の間に寺子屋が山深い村里にまで及んでいきました。ある専門家の研究によりますと、幕末の時点ですでに寺子屋が四万数千校あった。読み書きソロバンを習う人たちが四万数千の大小の寺子屋で、ともかく生活に必要な文字、文章を学び數の計算法を学んだ。だから、明治の世

があけた時もすぐ近代化への対応ができたのです。もしこれがそうでなかつたならば、ほとんどの人が文字が読めなかつたならば、あれだけスピーディな明治時代というものはありえなかつたであります。

これに伴つて印刷、出版が江戸時代から非常に盛んになった。三色刷り、四色刷りの版画も出ました。一般の人気が挿絵入りの小説を読み、物語を楽しんでいます。学問も進んだ。ですから、明治になつて鉛活字での印刷技術が伝わると、それがすぐできる。そして、燎原の火のように日本全国に出版物が行き渡つてまいります。

これは外国のレポートで得たものでありますけれども、明治の十年代には世界中に少なくとも英語、フランス語、ドイツ語等の外国語新聞が三万種とかあつたそうです。アジア地区にそのうちの一割、三千種類ぐらいの新聞、週刊誌のたぐいの外国語印刷物が出回つていて、そのうち二千種類ぐらいはわが日本に出回つていた。他の地域はわずかに一千ですから、アジアにおいて三分の二の外国語出版物が日本で読まれていたということになります。これほどにすさまじい学習意欲というか、努力、あるいは関心、憧れといったものが、私どもの先祖にはあつた。

しかし、すさまじい前進の陰には問題もあるわけでして、その一つは、日本人が日本自らの過去を馬鹿にする弊害です。それがいきすぎて、こんなつまらない国に生まれて、実に残念至極だ、外国人になろう、なんて考えた人も出る始末です。国籍離脱、外国帰化ということを、公然と願い出る人が現れた。それから、やたらに西洋のサルまねをする。なんらの反省も考慮もなく、ただ飛びついて、まねをする。

当然、こういうものに対しても、とんでもないことだ、日本には日本のよさがある、日本の文化には価値があるのだというリアクションが起ります。外国人までが一緒になつて、いまの日本人はどうかしている、外国、外国といふけれども、そんなにいいばかりじゃないんだよといいます。たとえばフェノロサのように、むしろ外国人の方が日本の文化や芸術を高く評価し、これに憧れをいだくという傾向もあつたのです。

そういうふうに、目の覚めた外国人には日本の価値と、価値のないものとの見分けがついたが、当時の日本人はワ

一々と進むばかりでありますから、自分の国の価値が見えなくなつてしまつて、何でもかでもあちらがいい、国産品よりは舶来品、同胞よりも外国人というふうになつてしまつ。このよくない傾向はずうつと続きまして、やつとこのごろ少し落ち着いてきたわけですが、島の國の民は海の向こうには必ずいいものがある、自分のところよりいいものがあると思つてしようがないのです。國の運命と、國の文化の發展ということから見ますと、これは相当考えなければならないものをもつてゐる。そのために二つの勢力が激突しまして、政治上の争いをも加えて、明治の元年から二十年ごろまでといふのは、争いの歴史といつてもいいくらい激しい闘争が続いたわけです。

その闘争の大きな流れを二つにわけて考えてみると、一つは、日本の國を近代化し、独立を達成するためには、行政の力をもつてしなければならない。政府が自らの責任において産業を興し、教育を進め、外交を開拓し、そして、國の基礎を固める。政府の行政こそいちばん力があり有効であると考えた。その代表者は大久保利通内務卿でありました。憲法の制定とか國民の参政権などといつてゐるが、どんでもない。いま中央政府を握っているわれわれが突進するのだ。行政権力をもつてゐることこそ、近代化への大きな力なのだと考えてゐます。したがつて、これに反対する者にはどんどん圧迫を加える。これはいわば上からの近代化といつてもいいと思います。

もう一つは、國民参政権の早期実現による独立の達成と近代化、俗に自由民権論といわれておりますが、一刻も早く國民に国政参加を認めろという叫び声をあげて政府と対決する姿勢を強めていく勢力。これは下からの近代化、独立の達成であります。上からと下からともみあいへしあい、激突したのであります。

五

どうしてこんな対立抗争が起ころのであろうか。いろいろ理由はありますが、いま行政権を握つてゐるのは、薩長藩閥ではないか、われわれ民間人は薩長とはゆかりのない日の当たらぬ者なのだといった感情論、派閥論も複雑に

絡んでおりますが、そういうものはひとまずおいて、ごくすんなりと甲と乙とに分けるならば、こういうことになるわけです。

すなわち、日本人は国政に参加するだけの民度にあるかどうかという民度論、国民の文化水準、意識水準、政治担当の能力水準についての判断に争点があつたのです。大久保利通とか政府当路の人々は、とんでもない、いまの日本国民はついこの間までチヨンマゲを結つて、上からのお触れ書きで生きてきた者どもではないか、それらが国会をつくつて予算を決めたり法案を審議したりできるわけがないと考えるわけです。

これに対して国会早期開設派は、そんなことを独断的に決めるという法があるか、今や日本国民は目覚めたる国民である、決しておまえたちの言うようなそんな低い水準の存在ではないのだ、国政参加の能力は十分備えているぞということで、一刻も早く国会をつくり、国民が参政権を得てこそ日本の國は全国民一丸となつて、独立の達成、不平等条約の解消、近代化、すなわち産業の発展、教育の進展が望めるのだというわけです。これを代表するのが大隈重信です。

大隈さんも大久保さんも維新以来の元勲であります。その下にこれに同調する知識人たちがそれぞれの主張をもつて張り合つたわけですが、いまから考へると、両方に言い分が認められると思います。先ほども言いましたように、日本の國は貧しく、民度が低かつたことは事実です。そういう面を見れば、大久保利通の言うこともわからないわけではありません。しかし、江戸時代からの蓄積された文化的底力。そこから育つてきた、いまは地位を得ていないうから何も言えない、何もできないが、ひとたび地位を得ればできるという人たちがうようよいるという意見もまた、無視できないものがあります。相撲でいえば、行事はどちらに軍配を上げるか、四つに組んで、なかなか勝敗が決まらないということでありました。

ただ、一つ言えますことは、日本人の文化体質は、どうも法律は苦手というのが一般的の傾向で、これは日本人の生

活感覺といいますか、現在でも私はそうだと思います。日本人は争い事があつても、話し合いとか、変な言葉ですが根回しとか、法律にかける前に事を解決しようとする。人と人との情誼とか、節度とか、つまり、義理人情で解決しようとする。ところが、西洋人はそうではありません。ローマ法以来、争いごとは法律で、という風習が定着しています。ですから、すぐ法律はなんと書いてある、すぐ弁護士を呼べ、となるわけです。

参考までに申しますと、このあいだ聞いたばかりなのですが、現在、アメリカには、なんと弁護士が六十五万人もいるそうです。それに対して日本は、わずかに一万三千七百人です。どうしてこんなに違うのか。人口の比較からすれば、アメリカはおよそ日本の二倍ですから、人口割りにすると、いかにアメリカに弁護士がたくさんいるか、びっくりするほどです。日本人はちょっと風邪をひいたりおなかが痛いと、健康保険証を持つてすぐ近所のお医者さんにとんでいきますが、アメリカ人は同じ調子で弁護士をたのむのです。ゴチャゴチャしたことがあると、すぐ弁護士に電話する。ですから、弁護士はたくさん必要あります。しかし、六十五万人もいたのではさすがに多すぎる。したがつて、このごろは弁護士の失業者が増えて、アメリカには道路掃除なんかをやつている弁護士もいるそうです。日本での法曹界では想像もつきません。

これは現代における比較でありますけれども、日本人はどうも、法律にかけたり、裁判沙汰にするのをいやがります。そういう伝統的な体質があります。したがつて、法体制の整備ということを言いましても、一般的の国民にはたいへん難しいことであるし、縁遠いことであつたに相違ないのです。

しかし、民の声は澎湃として参政権への願いを訴え続けている。政府としてもこれを無視することはできません。国政参加ということは大問題だけれども、国民が住んでいる地域における政治参加は、江戸時代から続いていることがあります。村や町の段階までの行政がそれで、名主（庄屋）、肝煎り、町年寄、行事役といったものは発達しておりますから、その段階までの民権は認めないといけない。それをワンランク上げて、西南戦争が片づきました翌年の

明治十一年に、国民の国政参加への一つのステップとして府県会規則というものをつくり、府會議員、県會議員を公選いたしました。

その時、選挙権は満二十歳以上の男子であつて、本籍地に居住していること、および、直接国税、つまり地租を五円以上納めている者にあたえられました。五円以上の税金というのは、田畠で申しますと五反歩の地租ぐらいであります。それから、被選挙権は二十五歳以上の男子であつて、本籍地に三年以上居住を継続している者であり、直接国税十円以上を納入している者にあたえられた。これは制限選挙でありますけれども、とにかくこれで公選を実施しました。

東京府は当時、区が十五、郡が五つありました。一区一郡に二人ないし三人の議員を選出いたしまして議員は四十九人、府会の開設は翌明治十二年のことであります。県会もできました。これはだいたいその地方の名望家、素封家といった人たちが必然的に選ばれたに相違ないので、意地悪い目で見れば、江戸時代の続きである。しかし、いろいろな規則ができて、その規則に準拠して県政、府政を論議するという点においては近代化されたわけです。

こうして、いよいよ立憲制の足踏みが早くなっています。そこで、明治十四年に勅諭が下りまして、十年後に国会を開くというお約束を明治天皇がなさったわけです。この勅諭は、私が拙い文章で難しい文章を易しく書き直したものがありますので、それをご紹介いたします。

私は二千五百余年も続いた皇統を継承し、中世以来、秩序の乱れによって見失われた天道を奮い起こして体制を統一したのである。日本全体を統治するにあたっては、早くからやがては立憲政体を立てて、後世子孫の継承すべき大事業をなし遂げておきたいと決意していた。そのため、先には明治八年に元老院を設け、同じく十一年には府県会を開いたのである。これらることはすべて、一つ一つ国政の基礎を固めながら物事を順序にしたがつて進めしていく正道以外のなものでもない。国民もまたこの考え方を諒解してくれることであろう。

国家組織をどのように構成するかは、國によつてその方法が違うのであり、國の特性に応じ最もふさわしい手段を選ぶべきであろうと思う。國家組織の構築は極めて重大な事業であつて、軽はずみな行動をとることは適当でない。わが皇祖の神靈は天にあつて地上を照らしたまゝ、われわれの行動を見守つておられるのである。このことを忘れず、ご偉業を継承して、それをなお一層高めると共に、祖先のご計画をさらに拡大し、古今の変化に即応して、断じてこの大事業をなし遂げる責任は私一身にかかるつてゐる。

そこで、いまよりのち明治二十三年を目処に議員を招集して国会を開き、それによつて初志を貫徹することを決定する。この決定により、いま当局に命じ、一定の期間を与えて憲法案作成にあたらせることにした。憲法案に盛り込まれる國家組織や権限事項については、私が最も妥當と認めるところを裁定することとし、時を選んで公布するものとする。

思うに、人間はとかく功を焦つて急進主義となるものであり、国会開設の一日も早からんことを求めてやまない。そこで、根も葉もない風説を立ててはお互に他人を動搖させ、結局は國家の大計を見失つてしまふものである。これを戒めるためにも、この際、憲法制定公報の大計画を明らかにして全国民に公表する必要がある。もし、それでもなお騒がしく早期制定を叫んで過激な行動に出、事件を引き起こし、國家の安全に害をなす者があるならば、容赦なく刑法をあてて処斷するであろう。とくにこの点をここに言明して全国民に諭す。

こうあるのです。

このお勅諭は實に懇切を極めております。さあ、これで天皇陛下が十年の期限を切つてお約束くださつた。それいけど、かくて、政府も民間も大車輪でその準備に取りかかつた。あと十年、これはちょうど東京オリンピックの時に、あと何百日といったようなことで、突貫作業でのスタジアムをつくり、選手を養成し、相当な成果を収めたあれと同じでありまして、日本人は目標が決まりますと、そこへ向かってダダダーッといく力が非常に強く出るのであります

す。

この勅諭が出た翌年の明治十五年には、全国の通貨統一をめざして日本銀行を設立する。これは日本の近代化の歴史にとってたいへん重要な出来事であります。それから、先ほども申しましたように、各官庁の組織の整理、それに伴う法律、とくに民法と商法、それから訴訟法は早急にまとめる必要があります。これがどんどんつくられていくのであります。明治十八年になりますと、律令以来千何百年の伝統を有する官名の太政官を廃止して、内閣の制度になりました。太政官時代にも内閣という言葉はあるのですが、明治十八年にできた内閣は単なる表現ではなくて制度であり、行政近代化の第一歩だったのです。

行政制度と法律、および経済制度がどんどん整つてきますが、肝心なのは、天皇陛下のお住まいになる宮殿であります。明治天皇はまだ日本の国があまり豊かでない時に、宮殿造営のために多額の国費をかけることは潔しとしないと仰せられて、延び延びになつてきました。やがて西南戦争が起つて、また延び、明治十六年に至つて、新宮殿の造営に関する決定が行なわれました。それから宮殿の建築が進み、ようやく憲法発布の直前、明治二十一年秋に完成します。そして、翌々年の正月に赤坂離宮から新宮殿にお引っ越しになつたわけです。これもぎりぎりのところで間に合つた。

また、国会を開くには議事堂が必要である。この議事堂もどういうふうにつくるか。とにかく相当な人数が入るわけですから、西洋建築である。麹町区内幸町、いまの日比谷公園のあたりにまず仮議事堂をつくる。本工事は後回しにして、仮議事堂をつくつて、明治二十三年に予定されている第一回帝国議会に間に合わせようというわけです。その仮議事堂は敷地六千六百坪で建坪が一千六百坪です。比較的小規模の議事堂をまず仮建築で建てる。そして、国会を開いて、その間に本建築の議事堂を建てる計画であります。本議事堂の計画は、敷地が八千八百四十六坪、建坪が二千八百七十坪で、これは相当大きな建造物が予定されていました。

仮議事堂の完成したのが明治二十三年の九月でありまして、第一回の国会はその十一月でした。これもまた滑り込みセーフです。残念ながら、この仮議事堂は翌年、火事で全焼してしまいます。しかたがないので、貴族院などは帝国ホテルを借りるという状態であります。

さて、その帝国ホテルでありますけれども、外国人の往来も激しくなつてきて、西洋式の生活を保障するホテルがないと困る。それから、地方から代議士が国会出席のために上京する時の宿泊設備ということとも考えて、議事堂予定地の筋向こうに帝国ホテルの建設を進めて、これが明治二十三年の十一月、国会の開かれる前によくやく、これまた滑り込みセーフで完成しました。

さて、その国会議員であります、定員は三百名、いまの六分以下ですが、あちこちから上京してくるわけです。どうしても乗り物が早く整備されなければならない。仮にこれを関東と関西をつなぐ大動脈の東海道本線について見ますと、新橋から神戸の三宮までなかなか難工事であります。とくに国府津と静岡の間には箱根山がある。この箱根の山道を鉄道を通して、静岡県側へ出る工事が遅れて大変だったのです。

それから、浜松と静岡の間には、名にしおう大井川があります。箱根八里は馬でも越すが、越すに越されぬ大井川といううたがあります。あれは江戸幕府が軍事的な目的から、わざと橋をかけさせなかつたということになりますが、これがひとつ大橋が降ると、大濁流となる。箱根越えの鉄道はできたけれども、機関車を前後に二台つけないと坂を上れない。大井川の鉄橋はやつとできただけれども、たわんでいるぞと大騒ぎになりました。いまは鉄橋はたわんだほうがいいのだそですが、昔はピンと張つていないと危ないと思った。それで、大騒ぎをしたことがあります。国府津——静岡間は明治二十二年の一月、ちょうど憲法発布の直前に開通する。大井川の鉄橋は発布後に開通いたしました。

ところが、まだ難関がある。それは米原から大津までの線が通じていなかったのです。東京から京都へ行く人は、

まず湖東線で長浜へ出まして、長浜からポンポン汽船で琵琶湖を渡つて大津着、そして、大津から京都へ汽車で乗り込むわけです。昔の東海道は桑名と熱田の間は海路でありましたが、それと同じことでした。長浜から大津までの船便が要らなくなつたのは、二十二年の六月、憲法発布後、半年近くになつてからです。それでやつと神戸—東京間の東海道線は全通して、すべて汽車に乗つて通えることになつたわけです。これが急行列車で神戸—東京間十二時間、夜行急行で二十時間という、いまからみるとノロノロ運転であります。それにしても、大阪、京都は東京に匹敵するほどの経済力をもち、伝統文化を備えている。その間をつなぐ幹線でありますから、全線開通は大変な近代化であります。

こうして努力し、勉強し、建設しながら、憲法ができていくわけです。最初に私が申し上げました「驚くべきこと」というのはこれであります。何もかもみんな同時発進なのです。これができるたら、次はあれをやるということではありません。パーッと一斉に行なつたのです。ですから、その間にいろいろ難しい問題が起つて当然でもあります。

六

さて、欽定の皇室典範および帝国憲法は歴史的にどのような評価が与えられるであろうか。私は歴史家でありますから、憲法の中身よりも、憲法をつくりあげていった人々の情熱と努力、これが第一に挙げたい点であります。第二点は、とにかく段階を踏みながら、争いながらも、国民の国政参加への道が開かれたということであります。第三に最も重要なことは、いちばん最初に申し上げましたように、日本の伝統を法律の明文に据えつけたことであります。わが国の法制史においては、天皇の規定は全くありません。律令の法典は千三百年前に整備されました。けれども、これは天皇が諸臣に命じてつくらせられたものでありますから、ご自身の規定はないのです。これに対して、明治一

十二年の憲法は天皇御親らを規定したもうたのであります。そして、天皇も、その皇位をお継ぎになる方々もすべてこの憲法にのつとり、この憲法に従つて行動しなければならないという教えを含めて、この憲法が制定されました。ですから、まさに上は天皇から下は国民の末々に至るまでこの憲法の光のもとにあり、この憲法を守ることによって、日本国を維持、発展させていくという明文をもつて規定されたことに、最終的な意義があります。

その当時、文明がある程度進まなければ、憲法なんぞつくったってしようがないという外国人がたくさんいました。日本は何を血迷つているのか。いまの日本の状態で憲法とはおこがましい。もうちょっと我慢して、国家の文明水準を上げてからやつたって遅くはないではないかという助言や批評はありました。にもかかわらず日本は、これでは不平等条約を解消できない、なんとしても独立の達成と近代化には憲法が必要なんだということで、しゃにむに推し進めってきたわけです。

この憲法ひとたび出でて、明治二十八年に日清戦争に勝利をおさめ、その結果、逐次条約改正の機運が出てきます。そして、明治四十年代の初めについて完全に日本は世界に対して独立を完成するのであります。

この明治史を私どもはおのれ自らの反省の資料として考えますときに、いろいろな感想が浮かびますが、以上、私は三つの点を歴史的な意義として挙げました。そのほかにいろいろあるかと思いますが、そういうふうに考えまして、これから日本国がいちばん緊張して無事乗り越えなければならない即位の大礼の完成ということについて深く思いをいたし、その身分に応じて多少の働きをしてまいらなければならないと考えるのでござります。長い間、ご清聴ありがとうございました。

(本稿は平成元年二月四日、明治神宮・明治神宮崇敬会が共催の「大日本帝國憲法発布百周年記念の集い」に於ける記念講演の講演録に若干の字句修正を加えたものである。)